R８　いじめに関する組織対応の流れ

発見

●いじめと思われる事案
観察・アンケート・生徒の訴え、面談、周囲の訴え　など

情報収集・初動対応

●いじめ対策委員会の緊急開催①
・情報収集
・初動対応
→　いじめを受けた生徒への対応、支援
→　調査方針の決定
（目的、対象、期日　など）
→　調査メンバーの編成
（担任・部活動顧問・生徒指導部員　など）

教頭 ⇔ 校長

●調査メンバー
・関係生徒（被害、加害、目撃）からの事情聴取
（必ず複数で対応する）
・委員会への聴取結果の報告

対応・指導・支援・経過観察

●いじめ対策委員会の緊急開催②
・事実確認
・いじめの有無の認定
・（必要に応じて）重大事態への対応
・いじめ問題への対応
→　教職員間の情報共有
→　指導方針の決定
（対象、期日、方法　など）
→　対応メンバーの編成
（担任・部活動顧問・生徒指導部員など）
→（必要に応じて）関係機関との連携
※犯罪行為があった場合
心身のケアが必要な場合

教頭 ⇔ 校長

・重大事態への対応
→　町教委・道教委への報告

●対応メンバー
・対応、指導、支援の実施
→　関係生徒（被害、加害、目撃）
→　一部生徒（傍観者、観衆）
→　全体（全校、学年、クラス）
・関係保護者への対応
・委員会への対応状況の報告

・関係機関との連携・報告
→　上川教育局
→　町教育委員会
→　警察
→　児童相談所
→　町福祉課
→　SC・SSW
→　医療機関　など

●経過観察
・全教職員による観察、情報共有
・定期的な対応・指導、支援の実施

解消

●いじめ対策委員会の開催③
・いじめ解消の確認、報告
※継続した経過観察、指導の継続

教頭 ⇔ 校長